第明治三二十種郵便物認可　三十五年三月三日

F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅰ

F ＝ 111.11 ×｛（j － i）／ i｝×（1 ／ 7）＋ 0.31

｛（j － i）／ i｝×（1 ／ 7）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

［略］

j　平成 29 年から令和元年までの各年における第一次産業産出額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅱ

G ＝ 77.07 ×｛（l － k）／ k｝×（1 ／ 6）＋ 0.33

｛（l － k）／ k｝×（1 ／ 6）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［略］

l　工業統計調査規則によつて公表された平成 28 年から平成 30 年までにおける製造品出荷額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

I　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅳ

I ＝［｛64.72 ×（p － o）／ o ×（1 ／ 7）＋ 0.39｝＋｛3.80 ×（r － q）／ q ×（1 ／ 7）－ 0.34｝］×（1 ／ 2）

（p － o）／ o ×（1 ／ 7）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛64.72 ×（p － o）／ o ×（1 ／ 7）＋ 0.39｝に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（r － q）／ q ×（1 ／ 7）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛3.80 ×（r － q）／ q ×（1

△

○

F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅰ

F ＝ 76.19 ×｛（j － i）／ i｝×（1 ／ 6）＋ 0.33

｛（j － i）／ i｝×（1 ／ 6）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

［同左］

j　平成 28 年から平成 30 年までの各年における第一次産業産出額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅱ

G ＝ 71.30 ×｛（l － k）／ k｝×（1 ／ 5）＋ 0.48

｛（l － k）／ k｝×（1 ／ 5）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［同左］

l　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 27 年における製造品出荷額並びに工業統計調査規則によつて公表された平成 28 年及び平成 29 年における製造品出荷額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

I　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅳ

I ＝［｛80.81 ×（p － o）／ o ×（1 ／ 6）＋ 0.64｝＋｛4.05 ×（r － q）／ q ×（1 ／ 6）－ 0.28｝］×（1 ／ 2）

（p － o）／ o ×（1 ／ 6）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛80.81 ×（p － o）／ o ×（1 ／ 6）＋ 0.64｝に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（r － q）／ q ×（1 ／ 6）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛4.05 ×（r － q）／ q ×（1